

伊賀市の 人事行政の運営状況を お知らせします

1 職員数の状況

平成 19 年 4 月 1 日現在の部門別の職員数の状況は次のとおりです。
平成 18 年 4 月 1 日と比較すると、一般行政部門で 21 人の減、特別行政部門で 9 人の増、公営企業等会計部門では 14 人の減となっており、伊賀市全体では 26 人の減となっています。

(単位：人)

区分	職員数 (H18.4.1)	職員数 (H19.4.1)	増 減	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総務企画	226	220	△6
	税 務	58	55	△3
	民 生	298	293	△5
	衛 生	79	78	△1
	労 働	0	0	0
	農林水産	51	48	△3
	商 工	16	16	0
	土 木	107	104	△3
小 計	842	821	△21	
特別行政部門	教 育	151	148	△3
	消 防	157	169	12
	小 計	308	317	9
公営企業等 会計部門	病 院	190	184	△6
	水 道	57	56	△1
	その他	57	50	△7
	小 計	304	290	△14
合 計	1,454 (1,531)	1,428 (1,496)	△26 (△35)	

(注) 総務省地方公共団体定員管理調査による数から教育長 1 人および名張市から派遣されている消防士 11 人を除いた一般職に属する職員数です。() 内は、条例定数の合計です。

3 職員の給与の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

【平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	325,100 円	396,654 円	41.9 歳
現業職	267,778 円	302,777 円	46.8 歳

(注) 給与は、基本給である給料に諸手当を含んだものです。

【職員の初任給の状況】

区分	初任給	採用 2 年経過 給料月額	
一般行政職	大学卒	170,200 円	188,300 円
	高校卒	138,400 円	152,500 円
現業職	高校卒	138,400 円	146,700 円

【職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況】

区分/経験年数	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	
一般行政職	大学卒	268,200 円	319,600 円	380,800 円	404,100 円
	高校卒	227,700 円	268,700 円	330,100 円	371,600 円
現業職	高校卒	234,600 円	234,500 円	260,900 円	286,000 円

2 定員適正化の状況

職員数の適正化については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げようしなければならないという地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体の自らの権限と責任において適正に行わなければならないものです。

市では、人件費の抑制を進め、健全な財政運営への道筋をつけることは、最優先しなければならない重要な事項であり、より少ない経費でより大きな成果をあげることが出来る組織機構の構築と適正な職員数の管理による合併メリットの実現のために、平成 18 年 3 月に平成 17 年度から 10 年間の定員適正化計画を策定しました。計画では、消防部門、公営企業等部門を除き、一般行政部門および教育部門を対象とし、平成 27 年 4 月 1 日までの 10 年間で、最大 230 人を削減目標としています。

なお、平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間では、36 人削減する計画となっていますが、実際には他の部門への人員の異動などを含めて、55 人を削減する結果となりました。

【特別職の報酬などの状況】

市内の各分野の代表者や学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

区分	報酬月額など	期末手当	
		6 月期	12 月期
市 長	924,000 円		
副市長	716,000 円	1.90 月	2.10 月
収入役	634,000 円		
教育長	591,500 円	1.40 月	1.60 月
水道事業 管理者	570,000 円	1.90 月	2.10 月
議 長	530,000 円		
副議長	467,000 円	1.60 月	1.70 月
議 員	423,000 円		

(注) 条例に基づき、給料月額等の 20% の加算措置があります。教育長については、別途、勤勉手当があります。

【職員手当の状況】

①期末手当・勤勉手当・退職手当（平成19年度分）

期末手当 勤勉手当	6月期	1.40月分	0.725月分
	12月期	1.60月分	0.725月分
	計	3.00月分	1.45月分
職務の級などによる加算措置があります。			
退職手当	(支給率)	自己都合	定年・勲奨
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～20%加算 一般職員1人当たり平均支給額（平成18年度） 自己都合4,106千円/定年・勲奨26,683千円			

③時間外勤務手当（一般会計 4月～翌3月分）

支給総額	292,446千円
職員1人当たり平均支給年額	254千円

4 職員の採用および退職状況

職員の採用は、定員適正化計画に基づき、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。平成18年度に実施した競争試験および選考での採用状況は次のとおりです。

◎退職者数（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区分	定年退職	勲奨退職	普通退職	合計
市長部局等	9	22	20	51
消防部局	2	2	1	5
教育委員会	2	0	2	4
水道部局	1	0	1	2
合計	14	24	24	62
再任用・任期満了	0	0	2	2

5 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間などは次のとおりです。

1週間の勤務時間	40時間
開始時刻	8:30
終了時刻	17:15
休憩時間	12:15～13:00
休息時間	8:30～12:15 および 13:00～17:15 の間でそれぞれ15分間

6 分限および懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。なお、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの実績は休職処分が46件（13人）でした。

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。なお、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間では処分実績は3件（4人）でした。

②特殊勤務手当

職員全体に占める 手当支給対象職員の割合	32.0%
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	372,587円
手当の種類（手当数）	32種類
多くの職員に 支給されている手当	消防業務手当、夜間特殊作業手当、病院勤務伝染病等接触手当、夜間看護手当

④扶養手当・住居手当・通勤手当の状況

扶養手当	ア 配偶者 13,000円
	イ 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,000円 (配偶者が扶養親族でない場合 1人目のみ6,500円) ※16歳以上22歳以下の子については 5,000円を加算
住居手当	ア 借家、借間居住者 一定額以上の家賃を支払っている職員に支給 ※ただし最高支給限度額 27,000円
	イ 自宅居住者 2,500円 (自己の所有する住居で新築または購入後5年間)
通勤手当	ア 交通機関利用者 運賃相当額 最高支給限度額 55,000円
	イ 交通用具利用者 片道距離に応じて支給 最高支給限度額 30km以上 24,500円

◎職種別採用状況（平成19年4月1日採用）

職種	採用者数		採用区分
	うち女性		
行政事務	3	1	競争試験
行政事務(身障枠)	1	0	
技術建築	1	1	
保育士	2	2	
看護師	5	5	
薬剤師	1	0	
診療放射線技師	1	0	
臨床検査技師	1	0	
消防士	8	0	
教育公務員	2	1	
医師	5	0	
消防士	1	0	

